



# 鎌倉市の総合計画について

第1回鎌倉市総合計画審議会  
(令和6年(2024年)1月31日)  
鎌倉市共生共創部企画課



## ○ 鎌倉市総合計画条例（1）

平成24年（2012年）6月29日 鎌倉市総合計画条例施行

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 **基本構想、基本計画及び実施計画を総称**する。
- (2) 基本構想 まちづくりの**基本理念**並びに**将来都市像**とその実現に向けた**将来目標**及びその**方向性**を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための**政策又は施策の体系**及びその**方針**を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための**具体的な事業概要**を示すものをいう。



## ○ 鎌倉市総合計画条例（2）

平成24年（2012年）6月29日 鎌倉市総合計画条例施行

（計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、**総合計画を策定する**ものとする。

（市政運営の基本方針）

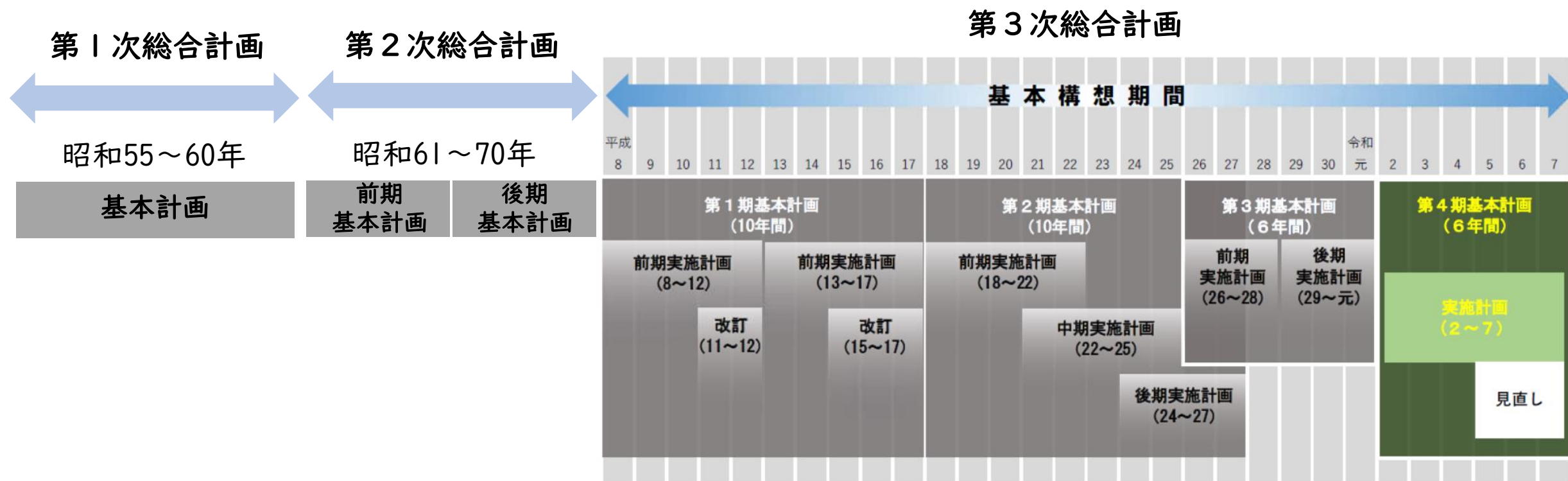
第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、**基本構想に即して行う**ものとする。

（議会の議決）

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、**議会の議決を経る**ものとする。



# ○ 鎌倉市の総合計画の変遷





## ○ 第3次鎌倉市総合計画

平成8年(1996年)度～令和7年(2025年)度

- ・ 基本理念
- ・ 将来都市像と将来目標
- ・ 基本構想の基礎的な指標
- ・ 基本構想の実現に向けて(基本方針)

基本構想



基本計画



実施計画

第1期	平成8年(1996年)度～平成17年(2005年)度
第2期	平成18年(2006年)度～平成27年(2015年)度
第3期	平成26年(2014年)度～令和元年(2019年)度
第4期	令和2年(2020年)度～令和7年(2025年)度

- ・ 基礎条件
- ・ 分野別の方針



# ○ 第4期基本計画（1）

## 第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想

基本理念

将来都市像と  
将来目標

基本構想の  
基礎的な指標

基本構想の  
実現に向けて

## 第2編 第4期基本計画の概要

基礎条件

人口/土地利用/環境

計画の推進に向けた考え方

市民自治/行財政運営/防災・減災/歴史的遺産と共生するまちづくり

第4期基本計画の  
施策体系

## 第3編 第4期基本計画 施策の方針

第1章～第6章  
施策の方針(37)

基本構想	第4期基本計画		計画の推進に向けた考え方		
	将来目標	分野		施策の方針	
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち	(1) 平和	平和意識の醸成	市民自治 行財政運営 防災・減災		
		(2) 人権		人権尊重社会の実現	
(3) 多文化共生社会		多文化共生社会の推進			
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	文化財の保護	歴史・文化のまちづくり		
		(2) 文化		文化活動の支援・促進	
第3章 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	緑の保全等		緑のまちづくり	
		都市公園の整備・管理			
	(2) 都市景観	良好な都市景観の形成			歴史・文化のまちづくり
		歴史的風土の保存			
	(3) 生活環境	3Rの推進・ごみの適正処理			緑のまちづくり
		快適な生活環境の保全 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進			
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	多様な福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築		健康・福祉のまちづくり	
		(2) 子育て			子育て家庭への支援 子育て環境の整備
		(3) 学校教育			教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備
		(4) 青少年育成			青少年の育成・支援
		(5) 生涯学習	生涯学習環境の整備・充実		
		(6) スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーションの推進		
第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	防災・減災対策の充実 危機管理対策 消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化	防災・減災のまちづくり		
		(2) 市街地整備		市街地整備の推進	
		(3) 総合交通		交通環境の整備	
	(4) 道路整備	道路・橋りょうの整備・維持管理			
	(5) 住宅・住環境	住環境の整備			
	(6) 下水道・河川	下水道の整備・管理 河川の整備・管理			
第6章 活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	農業・漁業の振興 商工業振興の充実	産業・経済のまちづくり		
		(2) 観光		観光振興の推進 観光基盤の整備・充実	
	(3) 勤労者福祉	労働環境の充実			
	(4) 消費者対策	安心な消費生活の実現			



# ○ 第4期基本計画（2）

## 分野(1)みどり

### 施策の方針① 緑の保全等

～緑地保全及び創造に努めます～

#### 施策を取り巻く状況

##### 【現状】

- ◆ 緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えとともに、生態系の維持、大気浄化、災害防止などの役割を果たしています。
- ◆ 本市では、平成8年（1996年）に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、国・県と連携して、地域制緑地<sup>※</sup>の指定等により多くの緑地を保全しています。
- ◆ 本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化に取り組んでいます。また、市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。
- ◆ 平成24年（2012年）の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、県から特別緑地保全地区における行為許可や土地の買入れなど一部の権限や事務が本市へ移譲されたことにより、新たな役割や財政上の負担が増えました。
- ◆ 本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により支えられていますが、地域制緑地の指定が進んだ一方で、適切な維持管理が行われていない緑地もあります。
- ◆ このような民有緑地の周辺住民からは、管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となるなど、特に住宅地に接する緑辺部において、土地所有者の管理負担が増えています。

##### 【課題】

- 都市環境を支える緑の保全・創造の継続
- 樹林管理事業や保存樹木等の土地所有者支援制度の継続
- 緑地の維持管理の担い手育成の充実

<sup>※</sup> 良好な自然的環境等の保全を目的として、特定の区域を法律等でその土地利用を規制する区域として指定するもの。

### 目標とするまちの姿

緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手の育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。

### SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGsのゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
11.4	生態系の維持、大気浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。
13.3	
15.1	
15.4	
15.b	

### 主な取組

- (1) 緑の保全・質の充実
  - 国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。
- (2) 市民が主体となる緑化への支援
  - まち並みのみどりの奨励事業をはじめとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。

## 施策の方針の成果指標

成果指標①	豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合						出典	市民アンケート調査
	初期値 令和2年1月	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		
	78.4%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	

成果指標②	歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量 <sup>70</sup>						出典	低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり
	初期値 平成31年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		
	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,168.7 t-CO2/ha・年	

成果指標③	特別緑地保全地区指定面積						出典	鎌倉市のみどり
初期値 平成30年6月	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
	49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	54.3ha	

成果指標④	緑地保全契約の面積						出典	鎌倉市のみどり
初期値 平成30年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
	53.0ha	53.2ha	53.4ha	53.6ha	53.8ha	54.0ha	54.2ha	



## ○ 現在の鎌倉市総合計画の問題点（1）

・ 行政評価での出来事

…**内部評価**での意見（一例）

各事業が計画に掲げる『目標とするまちの姿』の実現に貢献しているかという視点に対する評価において

「それぞれの事業が全てよく貢献している。」

「目標とするまちの姿に貢献していない事業はない。」

…**外部評価**での指摘（一例）

「『目標とするまちの姿』と『実施内容』の関係性、記述内容が理解しにくかったり、指標の設定に関して説明力が欠けるものがある。」





## ○ 現在の鎌倉市総合計画の問題点（2）

### ・ 30年前に策定した基本構想における**将来都市像と将来目標**

例：都市環境の保全・創造するまち

(1) みどりの保全・創造・活用を図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらおいとやすらぎのあるまちをめざします。

(2) 省資源・循環型社会をめざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会をめざします。

(3) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。



## ○ 現在の鎌倉市総合計画の問題点（3）

・ 30年前の基本構想の「**将来都市像と将来目標**」

… “細かな記載”



10年ごとに見直しを行う基本計画で分野別の方針を掲げ直す際にも、基本構想の「**将来都市像と将来目標**」に反しない範囲での見直し。

= 計画上整合が図られている文書の作成

基本計画の目標（分野別の方針＝目標とするまちの姿）を漠然なものに



どの事業のこういった取組が「目標とするまちの姿」に近づいているかが測れない！

⇒ 総合計画の形骸化！



## ○ 鎌倉市を取り巻く課題

- ・ 人口増加を抑制し、適度な都市規模を維持
- ・ 生活に必要な公共施設（インフラ）等の計画的整備  
道路・公園・下水道・学校・文化施設・住宅・公民館
- ・ 緑や文化財など鎌倉固有の魅力を維持
- ・ 年間2,000万人を超える観光客への対応
- ・ 慢性的な渋滞対策

## 未経験の課題

- ・ 少子化及び高齢化への対応
- ・ 人口増加時期に整備した公共施設・社会インフラの維持
- ・ 災害対策（地震・津波・異常気象など）
- ・ 高齢化進行が著しい郊外住宅団地（スポンジ化）の再生



# ○ 鎌倉市総合計画策定に向けた体制

